

令和8年度

公園整備事業

入野中山2号公園施設更新工事

仕様書

履 行 場 所 東広島市入野中山台三丁目

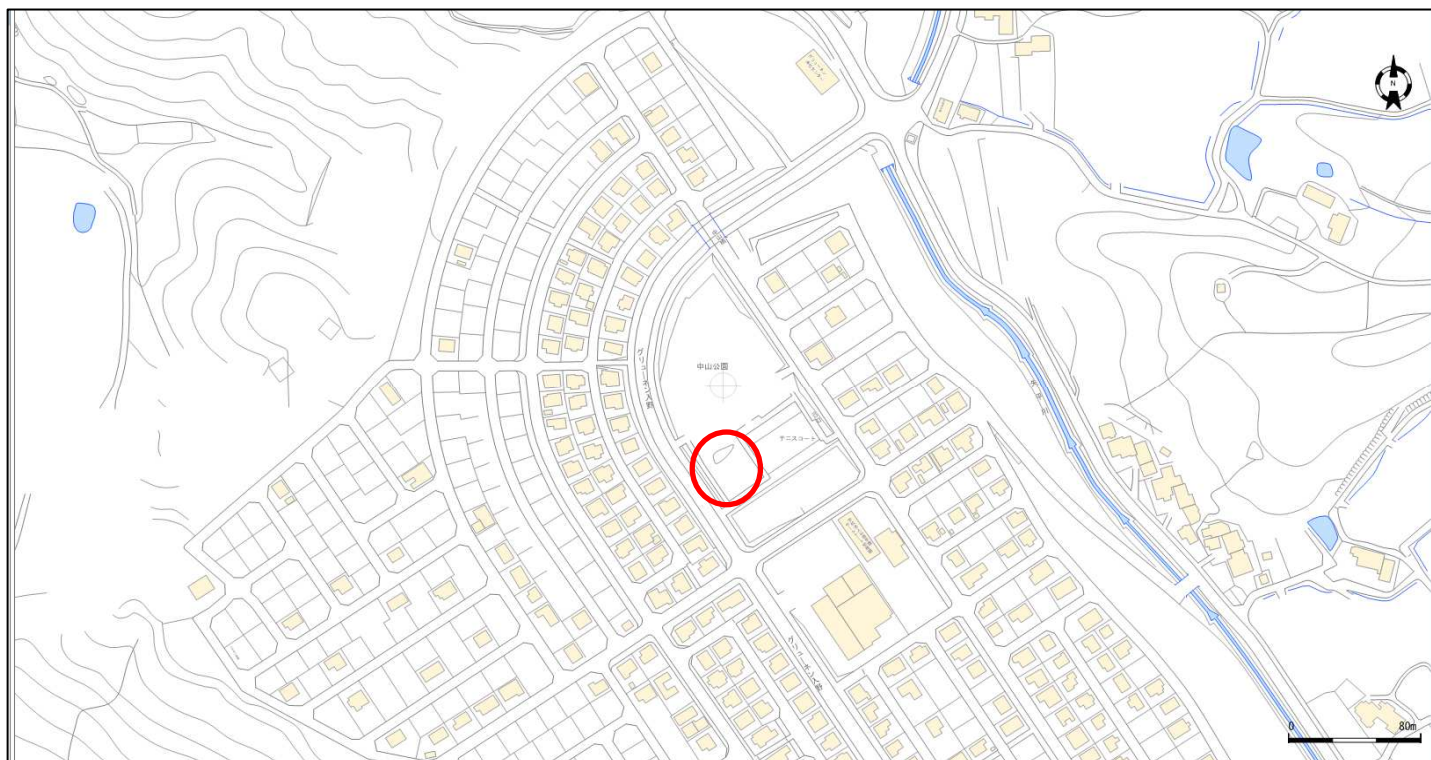
東広島市

入野中山2号公園 位置図

広域図



詳細図



特 記 仕 様 書

入野中山2号公園施設更新工事

第1章 総則

1. 適用
2. 前払金
3. 現場代理人の兼務
4. 現場作業終期日
5. 履行報告
6. 官公庁等への手続き等
7. 工事中情報共有システム（受注者希望型）
8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
9. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について
10. 法定外の労災保険の付保
11. 週休2日適用工事等 週休2日
12. 建設副産物の取り扱いについて
13. 猛暑時間の施工回避
14. 猛暑日等を考慮した工期延長について
15. 熱中症による健康障害発生時の対応計画

第2章 工事材料

1. 見本・品質証明資料
2. 品質規格証明資料等

第3章 施工条件

1. 安全対策
 - (1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員
2. 盛土・埋戻土
 - (1) 流用土(工事内流用)
 - (2) 購入土(搬入)(建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土)
3. 建設副産物
 - (1) コンクリート殻（無筋）(搬出)

第4章 その他

1. 工事関係書類
2. 工事写真
3. 疑義の解決等

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」及び東広島市制定の第15編下水道編(最新版)に基づいて実施しなければならない。
この場合においては、次のとおりとする。

- (1) 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替える。（ただし、第1編第1章第1節1-1-1-26第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11第1項、第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3-1、第3編第1章第2節3-1-2-3第2項においては読み替えない。）
- (2) 「建設工事請負契約約款」とあるのは「東広島市の建設工事請負契約約款」と読み替える。
- (3) 「土木工事監督規程」とあるのは「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。
- (4) 「土木工事検査規程」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と読み替える。
- (5) 「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替える。
- (6) 「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。
- (7) 「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準」」と読み替える。
- (8) 「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と読み替える。
- (9) 「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「東広島市の競争入札参加資格」と読み替える。
- (10) 広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と「建設業者等指名除外要綱別表第18号」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱別表第22号」と読み替える。
- (11) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。
- (12) 「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「東広島市建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。
- (13) その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者	5から6まで	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後VE工事		適用しない。
1	1	3	9	県産材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
1	1	3	11	現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施	(4)[2]から[7]まで	適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	2	工程表		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	2	6	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2. 前払金

契約金額が50万円以上の建設工事の場合は前払金を請求することができる。前払金は請負代金の40%以内とする。また、契約に当たって契約約款特約事項第22項により中間前払金を選択するものにあつては、中間前払金は請負代金の20%以内とする。その他、前金払・中間前金払の適用は次の要領による。

- ・建設工事請負代金前金払実施要領
- ・建設工事請負代金中間前金払実施要領
- ・東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領

3. 現場代理人の兼務

- 1 現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。
 - 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
 - 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（東広島市の休日定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。
- ※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあつては昭和49年4月20日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあつては平成17年2月7日前の町の区域とする。

4. 現場作業終期日

本工事の施工に当たっては、工期末の30日前までに、下記の作業を終了しなければならない。

- ・施設更新工事

なお、現場作業終期日までに適時、速やかに「土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版」第1編1-1-1-23第2項第3号に記載してある出来高が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。

5. 履行報告

履行報告の提出にあたっては、実施工程表と平面図（施工済み箇所を着色）又は、進捗状況が確認できる写真を添付すること。なお、月締め報告とし、翌月7日までに提出すること。

6. 官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合はその書面（写し）を提出するものとし、更新手続き（許可内容が同じもの）の場合は、届出等の鑑のみとする。

7. 工事中情報共有システム（受注者希望型）

- (1) 本工事は、工事中情報共有システムの対象（受注者希望型）である。
- (2) 工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。

広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyoushouhisutemu2.html>
- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (5) 利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要

領」に基づくこと。

- (6) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

- 1) 「1.3.適用する基準」のうち、「土木工事監督規定（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。
- 2) 「CAD製図基準（国土交通省）」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
- 3) 「4.検査」は適用しない。
- 4) 検査は、発注者と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
- 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。

8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。
- (2) 工期(工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (3) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。
ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (4) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (5) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (6) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (7) 積算方法は次のとおりとする。
 - 1) 補正方法
ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。
なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。
イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
ウ 補正値（%）＝真夏日率×1.2
 - 2) 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
- (8) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (9) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

9. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について

東広島市発注工事における主任(監理)技術者及び現場代理人の配置についての取り扱いは、「技術者等の適正配置について」によるものとする。

10. 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とす

るものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

11. 週休2日適用工事等 週休2日

本工事は、週休2日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休2日適用工事等実施要領（最新版）」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要がある様式「休日取得計画表」は「検査課HP＞施工関連資料＞週休2日適用工事等の実施について」に掲載している。

12. 建設副産物の取り扱いについて

本工事における建設副産物の取扱いについては、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお、対象となる工事は請負代金額が100万円以上、または建設発生土の搬出が500m³以上の工事を対象とする。

(1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

(1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

(2) 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規

定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土の搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

13. 猛暑時間の施工回避

- 1 本工事は、現場環境に応じて猛暑時間帯の現場作業を回避し、作業の開始時間や終了時間を発注者と協議し設定できる工事である。

- 2 実施方法は次のとおりとする。

(1) 内容

ア 受注者は、現場環境に応じて猛暑時間帯の現場作業を回避し、作業の開始時間や終了時間を監督職員と協議し設定できる。

イ 作業時間を短縮した場合は、短縮時間に応じて、工期を延長することができるものとする。

ウ 工事における現地の立会等については、監督職員の勤務時間に合わせるものとする。

エ 対象期間は、6月1日から9月30日までとする。

(2) 工期延長日数の算出方法

工期の延長日数^{※1}(日)＝短縮時間(時間)×対象期間^{※2}(日)÷8(時間)

なお、猛暑日等による作業不能日とは、別に考慮できるものとする。

※1 小数第1位を切り上げるものとする。

※2 現場閉所日を含む。

3 作業時間の変更に伴う工事費の増額については、設計変更の対象としない。

14. 猛暑日等を考慮した工期延長について

1 本工事は、工期に「猛暑日等による作業不能日」として、休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)、降雨降雪日及び猛暑日日数を31日見込んでいる。

「猛暑日等による作業不能日」＝施工に必要な実日数×雨休率

雨休率(休日、降雨降雪日及び猛暑日日数による作業不能日を見込むための係数)： 0.78

雨休率に見込んでいる作業不能日は、次のとおりである。(過去5年間の気象庁及び環境省のデータより年間の平均発生日数を算出)

(1) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日： 31日/年

(2) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数： 5日/年

2 ・著しい悪天候や気象状況より「猛暑日等による作業不能日」が当初見込んでいる日数と著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は監督職員へ工期の延長変更を協議することができる。

・受注者は、協議の際に気象庁及び環境省の計測データ等を監督職員へ提出すること。計測データは、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所及び環境省が公表している観測地点を用いることを標準とする。

なお、提出する必要のある様式「猛暑日等による作業不能日算出表」は「広島県の調達情報HP>公共工事等の情報_様式集>建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載している。

・費用は、工期延長日数に応じて「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」(土木工事標準積算基準書(共通編)第I編総則 第9章)に基づき増加費用を積算し、変更契約において計上する。

15. 熱中症による健康障害発生時の対応計画

1 猛暑による厳しい環境下での現場作業[※]が見込まれる工事を対象とする。

※WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超える作業

2 受注者は、熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断ができるよう、「緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先や所在地」及び「作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順」などを施工計画書の「緊急時の体制及び対応」項目に記載するとともに、工事関係者へ周知すること。

第2章 工事材料

1. 見本・品質証明資料

受注者は、次に示す材料又は監督職員が指示する材料について、見本又は品質を証明する資料を、材料を使用するまでに監督職員に提出するものとする。また、材料の購入は監督職員の確認を受けた後に行うものとする。

区 分	材 料 名	摘 要
その他	レディーミクストコンクリート	

2. 品質規格証明資料等

受注者は、工事に使用した次に示す材料又は監督職員が指示する材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を監督職員に提出するものとする。

区 分	材 料 名	摘 要
その他	レディーミクストコンクリート	

第3章 施工条件

1. 安全対策

(1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員

交通誘導警備員 ・交通誘導警備員は見込んでいない。ただし、現場条件の変更等により、

交通誘導警備員の配置が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。

2. 盛土・埋戻土

(1) 流用土(工事内流用)

本工事の施工により発生する土のうち、36m³(地山土量) については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

(2) 購入土(搬入)(建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土)

本工事では、1m³(ほぐし) の土砂購入を見込んでいる。

① 当該工事に使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土(改良土を含む。)を使用するものとする。積算にあたっては、運搬費と処理土購入費(工場渡し)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用(単価)は変更しない。

② ①により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議すること。

③ 使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

3. 建設副産物

(1) コンクリート殻(無筋)(搬出)

当該工事により発生するコンクリート殻(無筋)は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。

搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用(単価)は変更しない。

また、運搬距離は3.4kmを見込んでいる。

第4章 その他

1. 工事関係書類

(1) 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領「土木工事編」によるものとする。

(2) 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2. 工事写真

工事写真の撮影に当たっては、広島県制定「写真管理基準(令和7年8月)」によるものとし、納品に当たっては、電子媒体又は紙媒体、情報共有システム登録のいずれかとする。

なお、電子納品物は「広島県電子納品実施要領」に準拠し、作成すること。

3. 疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

4. 遊具の製造・施工・引き渡しについて

(1) 遊具施工全般

ア. 契約締結後、監督職員とともに現地状況の把握及び新設箇所の協議（安全領域、他の遊具との位置関係等）を行ったうえで遊具の配置図（設置承諾図）を作成し、監督職員の承諾を得ること。また、これを契約図書とする予定であることからCADデータ（配置図、平面図、立面図、基礎平面図、基礎詳細図、部詳細図、安全領域範囲図）も提出すること。また、施工前に丁張立会を行い、安全領域等の確認を行うこと。

イ. 既存遊具撤去の際には、写真を遊具ごとに撮影（基礎を含む）すること。これにより変更する予定であることから鋼材量、コンクリート殻量、木材量、雑材量、その他が明確にわかるように写真を撮影すること。また、数量（数量計算を含む）を打合せ簿により報告すること。これを怠った場合、積算の対象としないので注意すること。しかし、積算の対象としなくてもマニフェストは提出すること。また、現在の数量は想定で積算している。

ウ. 工事実施期間の予告看板を、工事着手する日から2週間前に公園入口に設置すること。

エ. 残土は公園に敷き均すものとする。これに寄りがたい場合は協議すること。

オ. 工場検査を最低1回は行うものとする。内容については、監督職員と協議を行うこと。

カ. 遊具の規準は、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2024）」（一般社団法人日本公園施設業協会）によるものとする。

(2) 遊具の製造

ア. 遊具は、JPFAによって認定された「SP表示認定企業」（「SP表示認定企業が契約を結び、製造を委託している工場や業者」を含む）において製造されなければならない。なお輸入製品については、輸入・販売をする「SP表示認定企業」が規準に適合しているかを検査、確認しなければならない。

イ. 遊具の製造にあたっては、想定されるハザードを可能な限り予測し、形態や仕上げなどに細心の注意をはらって、安全性の確保に努めなくてはならない。

ウ. 遊具の製造に携わる者は、遊具に対して十分な知識と経験・技術を有する者でなければならない。

エ. 遊具の製造に携わる者は関連する設計図書に基づき、製品製作の各段階で適切な管理を行うこと。また、規準への適合については「公園施設製品安全管理士」が確認しなければならない。

オ. 製造された遊具は、製品固有の番号を用いてトレーサビリティが実施できるようにしなければならない。

(3) 遊具の施工

ア. 遊具の施工とは、製作の完了した遊具を現地に輸送・運搬し、建設地で組立、据付

(基礎工事を除く)を完了するまでの一連の作業をいう。

イ. 遊具の施工は、遊具の計画・設計の意図を十分に把握し、設計図書に基づいて確実に行わなければならない。

ウ. 遊具の施工は、遊具の安全性を確保するとともに、耐久性向上にも配慮する必要があるため、遊具に対して十分な知識と経験・技術を有する者でなければならない。

エ. 施工時には、安全に作業を行うための適切な安全対策を施さなければならない。

(4) 遊具の引渡

ア. 遊具の引渡は、「SP表示認定企業」が遊具の組立・据付を行い、施工者に引き渡すものとする。

イ. 遊具は、「SP表示認定企業」の「公園施設製品安全管理士」により規準への適合について出荷時と施工後検査を行い、規準への適合性を確認した後、施工者に引き渡すこと。

ウ. 遊具の引き渡し時には、次に示す事項や情報などが記された資料を発注者に提出しなければならない。①製品の品名・品番②出荷日③販売者名または製造者名④各部の名称及び製品仕様⑤利用対象年齢⑥標準使用期間及び保証年数⑦保証対象外の事項⑧点検・修繕（点検・修繕方法、日常点検表、専門業者が行う点検・修繕及び部品交換についての注意・禁止事項、消耗品とその推奨交換サイクル）⑨本製品の問い合わせ先⑩利用方法（正しい使い方、利用上の注意、危険行為に対する警告）⑪検査関係書類（完成チェックリスト）⑫その他（「SP表示認定企業認定証」の写し、「公園施設団体賠償責任保険加入証」の写し）

工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
施設整備		式		1	レベル1
遊戯施設整備工		式		1	レベル2
遊具組立設置工		式		1	レベル3
ブランコ	2連ブランコ・安全柵	基		1	レベル4
複合遊具		基		1	レベル4
基礎工		式		1	レベル3
基礎	A型N=11,B型N=1,C型N=1,D型N=1,E型N=1, F型N=1,G型N=1,H型N=2,B1型N=4,B2型N=12	基		35	レベル4
公園施設等撤去・移設工		式		1	レベル2
公園施設撤去工		式		1	レベル3
公園施設撤去	既設複合遊具	基		1	レベル4
公園施設撤去	既設ぶらんこ・柵	基		1	レベル4
全工種共通		式		1	レベル1
土工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
床掘り	土砂	式		1	レベル4
埋戻し	土砂	式		1	レベル4
補足土	再生土	m3		0.6	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0002

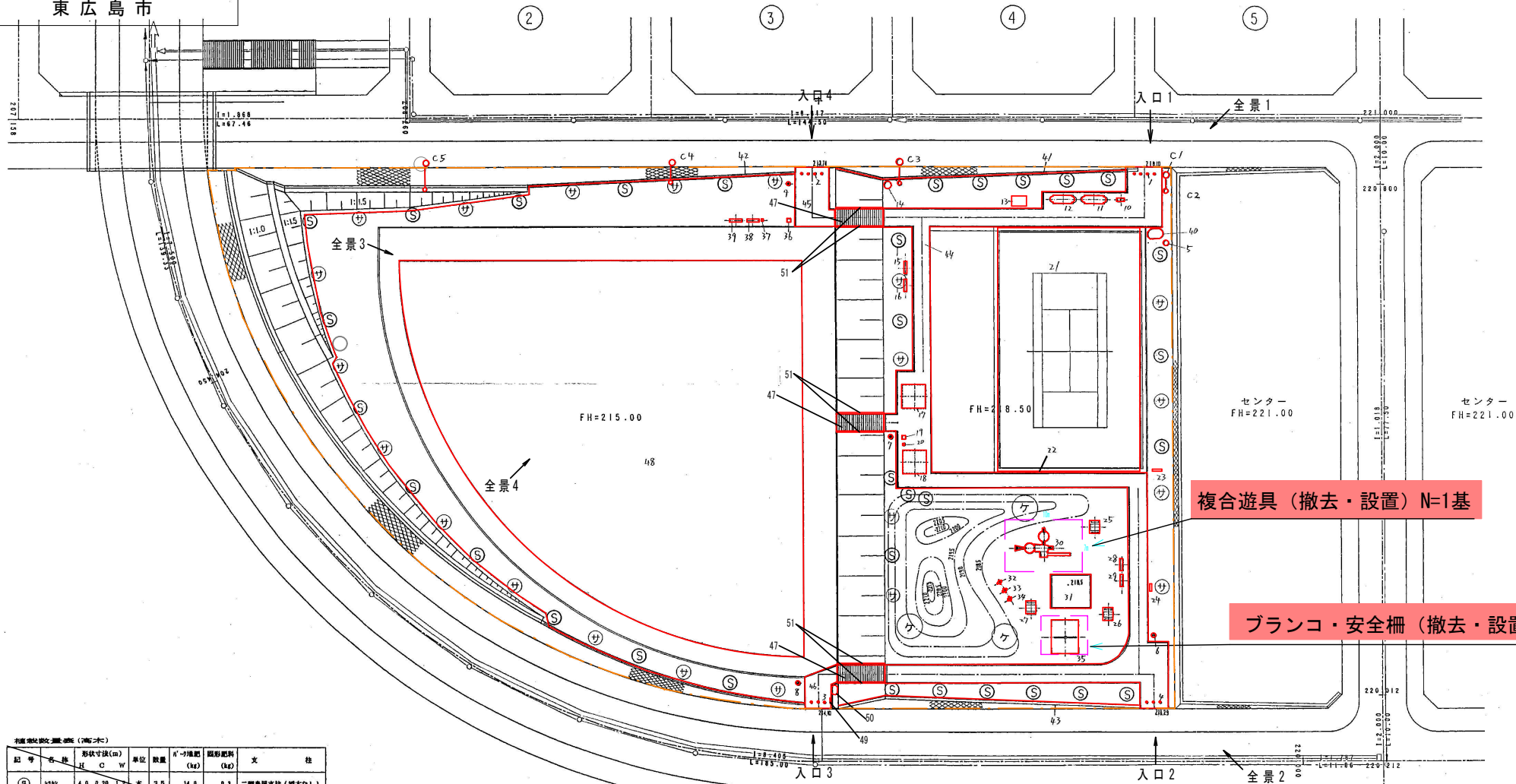
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
構造物撤去工		式		1	レベル2
構造物取壊し工		式		1	レベル3
コンクリート構造物取壊し		m3		3	レベル4
運搬処理工		式		1	レベル3
殻運搬	Co(無筋)構造物とりこわし	m3		3	レベル4
殻処分	コンクリート塊	t		7	レベル4
現場発生品運搬		回		1	レベル4
スクラップ		t		2	レベル4
※※直接工事費※※					
共通仮設費率分					
※※共通仮設費計※※					
※※純工事費※※					
現場管理費					
※※工事原価※※					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
※※工事価格※※					

工事数量総括表

頁0 -0003

[illegible]

図面番号	1	縮 尺	1 : 1000
工 種	入野中山2号公園施設更新工事		
種 別	平面図	階 数	
路線 河川	入野中山2号公園		
工事箇所	東広島市入野中山台三丁目		
東 広 島 市			



有蓋型鋼管(蓋・底・側面・(高×寸))										
記号	名称	形状寸法(mm)			単位	数量	A'-B埋設(kg)	埋設材料(kg)	文	注
		H	G	W						
⑤	3737	4.0	0.20	1.7	本	3.5	14.0	0.3	二鋼角張支柱(鉄本なし)	
⑥	374	7.0	0.50	4.0	本	3	100.0	0.8	八ツ脚支柱(丸木)	
⑦	3743/3	3.5	0.18	1.5	本	2.1	11.0	0.27	二鋼角張支柱(鋼本付)	

H P K
* 12-8-8

賀茂郡河内町入野

平成6年度施行
 市町村合併
 中興公園施設整備工事

野住宅団地
 建設工事

図面番号 全 31 巻の内 23

図 種 高木植樹

設計年月 平成6年 月

部長 次長 課長 設計

広島県住宅供給公社

参 考 図 書

工事名称 ： 令和 8 年度 公園整備事業 入野中山 2 号公園施設更新工事

<注意事項>

- 1 本工事は、数量公開の対象工事です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。
- 3 その他
 - ・当該工事により発生する Co 殻は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。搬出先として、次の施設を見込んでいる。

種別	施設の名称	所在地	運搬距離
Co 殻 無筋構造物	光陽産業(株) 河内営業所	東 広 島 市 河 内 町 入 野 2589	3.4km

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 49 東広島市(河内) 00-08.06.01(0)	《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン	
諸経費体系	1 公共(一般)		
	当世代	前世代	
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 I C T補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	09 公園工事 00 補正なし 00 補正なし 09 閉所型・月単位 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0 % 00 補正無し 01 金銭的保証(0.04%)		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
施設整備					Y1H03 レベル1
遊戯施設整備工	1	式			Y1H0307 レベル2
遊具組立設置工	1	式			Y1H030701 レベル3
ブランコ 2連ブランコ・安全柵	1	式			Y1H03070101 レベル4
2連ブランコ・安全柵設置 組立・据付 ブランコH2.5m×W3.0m、柵H=0.6m	1	基			V000000100 00
	1	基			単第0 -0001 表
2連ブランコ H2.5×W3.0m	1	基			F000000100 00
2連ブランコ安全柵 H=0.6m	1	基			F000000200 00
複合遊具	1	基			Y1H03070109 レベル4

本工事費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
複合遊具設置 本体組立・据付 3～6歳対象	1	基			V0010 00 単第0 -0002 表
複合遊具本体 3～6歳対象	1	基			F000001000 00
ゴムチップマット L1000×W1000×t45	2	枚			F0000001100 00
基礎工	1	式			Y1A010503 レベル3
基礎 A型N=11,B型N=1,C型N=1,D型N=1,E型N=1, F型N=1,G型N=1,H型N=2,B1型N=4,B2型N=12	35	基			Y4999 レベル4
A型基礎 □500×400	11	基			V000000800 00 単第0 -0003 表
B型基礎 □400×400	1	基			V000000801 00 単第0 -0009 表
C型基礎 □300×300	1	基			V000000802 00 単第0 -0010 表
D型基礎 400×800×200	1	基			V000000803 00 単第0 -0011 表

本工事費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
E型基礎 600×300×300	1	基			V000000804 00 単第0 -0012 表
F型基礎 800×300×300	1	基			V000000805 00 単第0 -0013 表
G型基礎 300×700×150	1	基			V000000806 00 単第0 -0014 表
H型基礎 □1100×100	2	基			V000000807 00 単第0 -0015 表
B1型基礎 □400×500	4	基			V000000808 00 単第0 -0016 表
B2型基礎 □350×400	12	基			V000000809 00 単第0 -0017 表
公園施設等撤去・移設工	1	式			Y1H0313 レベル2
公園施設撤去工	1	式			Y1H031301 レベル3
公園施設撤去 既設複合遊具	1	基			Y1H03130101レベル4

本工事費 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
既設複合遊具撤去					V00009 00
	1	式			単第0 -0018 表
公園施設撤去 既設ぶらんこ・柵					Y1H03130101レベル4
	1	基			
既設ブランコ・安全柵撤去					V000000200 00
	1	式			単第0 -0019 表
全工種共通					Y1H07 レベル1
	1	式			
土工					Y1H0601 レベル2
	1	式			
作業土工					Y1H060104 レベル3
	1	式			
床掘り 土砂					Y1H06010402レベル4
	40	m3			
床掘り 土砂 上記以外(小規模)					SPK25040015 00
	40	m3			単第0 -0020 表
埋戻し 土砂					Y1H06010403レベル4
	30	m3			

本工事費 内訳表

頁0 -0006

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
埋戻し 土砂 上記以外(小規模)	30	m3			SPK25040020 00 単第0 -0021 表
補足土 再生土	0.6	m3			Y4999 レベル4
購入土 再生土	0.6	m3			V000000300 00 単第0 -0022 表
構造物撤去工	1	式			Y1H0313 レベル2
構造物取壊し工	1	式			Y1H060105 レベル3
コンクリート構造物取壊し	3	m3			Y1H06010501レベル4
構造物とりこわし工(無筋構造物) 機械施工	3	m3			SDT00031 00 単第0 -0024 表
運搬処理工	1	式			Y1H060115 レベル3
殻運搬 Co(無筋)構造物とりこわし	3	m3			Y1H06011501レベル4

本工事費 内訳表

頁0 -0007

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
殻運搬 Co(無筋)構造物とりこわし DID区間無し 運搬距離5.7km以下(3.3km超)	3	m3			SPK25040155 00 単第0 -0025 表
殻処分 コンクリート塊	7	t			Y1H06011502レベル4
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
処分費 コンクリート塊	7	t			F000002108 00
現場発生品運搬	1	回			Y1H06011503レベル4
現場発生品及び支給品運搬 クレーン装置付BT2t積2.9t吊 片道運搬距離14.0km以下(11.0km超)	2	t			SPK25040411 00 単第0 -0026 表
スクラップ	2	t			Y1H06011502レベル4
【機器単体費】 共通仮設費[対象外]，現場管理費[対象外] 一般管理費[対象外]					#0046
スクラップ	2	t			F000001200 00

本工事費 内訳表

頁0 -0008

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
※※直接工事費※※ #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019
計算情報…… 対象額……… 率………					
※※共通仮設費計※※					
※※純工事費※※					
現場管理費 計算情報…… 対象額……… 率………					
※※工事原価※※					
一般管理費率分 計算情報…… 対象額……… 率………					前払補正率…
契約保証費 計算情報…… 対象額……… 率………					当初請対額 当初対象額

本工事費 内訳表

頁0 -0009

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
一般管理費計					
※※工事価格※※					
※※消費税相当額※※ 計算情報…… 対象額…… 率……					
※※工事費計※※					
※※契約保証費計※※					

施工単価表

頁0 -0010

2連ブランコ・安全柵設置 組立・据付

V000000100

單第0 -0001 表

基 当り

ブランクH2.5m×W3.0m、柵H=0.6m

[illegible]

施工単価表

頁0 -0011

複合遊具設置 本体組立・据付

V0010

單第0 -0002 表

1

基 当り

3～6歳対象

[illegible]

施工単価表

頁0 -0012

A型基礎

V000000800

單第0 -0003 表

$$\square 500 \times 400$$

1 基 当 り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0013

基礎碎石

碎石の厚さ7.5cmを超え12.5cm以下

SPK25040034

単第0 -0004 表

RC-40

1

m2

当り

機械構成比: 5.33%

労務構成比: 78.32%

材料構成比: 16.35%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

1,263.60000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
<賃>バックハウ(クローラ型) 山積0.8m3(平積0.6) 排1～3,2011,2014	5.30%		バックハウ クローラ型 山積0.8m3(平積0.6m3)		KTPC00018 KTPT00018
その他(機械)			その他(機械)		EK009
普通作業員	37.64%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
特殊作業員	15.90%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
運転手(特殊)	14.75%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
土木一般世話役	9.49%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
その他(労務)			その他(労務)		ER009
再生クラッシャーラン 40～0mm	11.39%		再生クラッシャーラン RC-40		TTPC00008 TTPT00008
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	4.93%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013

施工単価表

頁0 -0014

基礎碎石

SPK25040034

單第0 -0004 表

碎石の厚さ7.5cmを超え12.5cm以下

RC-40

機械構成比: 5.33% 勞務構成比:

78.32%

材料構成比: 16.35%

市場単価構成比: 0.00%

1
標準単価：

m2 当り
1,263.60000

[illegible]

施工単価表

型枠
一般型枠
機械構成比: 0.00%

SPK25040159

単第0 -0005 表

小型構造物
労務構成比: 100.00%

材料構成比: 0.00%

市場単価構成比: 0.00%

1
標準単価:

m2 当り
9,147.60000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
型わく工	44.28%		型わく工		RTPC00010 RTPT00010
普通作業員	30.82%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
土木一般世話役	11.86%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
その他(労務)			その他(労務)		ER009
積算単価			積算単価		EP001
A=1 一般型枠 C=1 -(全ての費用)			B=2 小型構造物		

施工単価表

頁0 -0016

型枠
一般型枠
機械構成比: 0.00%

SPK25040159
均しコンクリート

単第0 -0006 表

1
標準単価:

m2 当り
5,104.70000

労務構成比: 100.00%

材料構成比: 0.00%

市場単価構成比: 0.00%

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
型わく工	58.78%		型わく工		RTPC00010 RTPT00010
普通作業員	19.90%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
土木一般世話役	6.07%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
その他(労務)			その他(労務)		ER009
積算単価			積算単価		EP001
A=1 一般型枠 C=1 -(全ての費用)			B=5 均しコンクリート		

施工単価表

コンクリート
小型構造物 18-8-40BB
機械構成比: 0.00%

SPK25040157

単第0 -0007 表

1
標準単価:

m3 当り
36,756.00000

人力打設

労務構成比: 41.15%

材料構成比: 58.85%

市場単価構成比: 0.00%

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
普通作業員	22.25%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
土木一般世話役	9.19%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
特殊作業員	7.69%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
その他(労務)			その他(労務)		ER009
レディーミクストコンクリート指定品 呼び強度18,スランプ8,粗骨材40 W/C(60%),種別(高炉)	58.85%		生コンクリート 高炉 24-12-25(20) W/C 55%		TTPCD0010 TTPT00343
積算単価			積算単価		E9999
A=2 小型構造物 C=2 18-8-40BB H=2 現場内小運搬無し K=1 -(全ての費用)			B=3 人力打設 F=2 一般養生 J=1 -		

施工単価表

頁0 -0018

コンクリート
無筋・鉄筋構造物 18-8-40BB
機械構成比: 0.00%

SPK25040157

単第0 -0008 表

1
標準単価:

m3 当り
30,615.00000

人力打設

労務構成比: 28.68%

材料構成比: 71.32%

市場単価構成比: 0.00%

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
普通作業員	12.85%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
特殊作業員	7.30%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
土木一般世話役	6.58%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
その他(労務)			その他(労務)		ER009
レディーミクストコンクリート指定品 呼び強度18,スランプ8,粗骨材40 W/C(60%),種別(高炉)	71.32%		生コンクリート 高炉 24-12-25(20) W/C 55%		TTPCD0010 TTPT00343
積算単価			積算単価		E9999
A=1 無筋・鉄筋構造物 C=2 18-8-40BB H=2 現場内小運搬無し K=1 -(全ての費用)			B=3 人力打設 F=2 一般養生 J=1 -		

施工単価表

頁0 -0019

B型基礎

V000000801

單第0 -0009 表

□ 400×400

1 基 当 り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0020

C型基礎

V000000802

單第0 -0010 表

$$\square 300 \times 300$$

1 基 当 り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0021

D型基礎
400×800×200

V000000803

單第0 -0011 表

1 基 当 り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0022

E型基礎
600×300×300

V000000804

單第0 -0012 表

1 基 当 り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0023

F型基礎
800×300×300

V000000805

單第0 -0013 表

1 基 当 り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0024

G型基礎
300×700×150

V000000806

單第0 -0014 表

1 基 当 り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0025

H型基礎

V000000807

單第0 -0015 表

$$\square 1100 \times 100$$

1 基 当 り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0026

B1型基礎

V000000808

單第0 -0016 表

1 基 当 り

☐ 400×500 [illegible]

施工単価表

頁0 -0027

B2型基礎

V000000809

單第0 -0017 表

$$\square 350 \times 400$$

1 基 当 り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0028

既設複合遊具撤去

V00009

單第0 -0018 表

1

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0029

既設ブランコ・安全柵撤去

V000000200

單第0 -0019 表

1

式 当り

[illegible]

施工単価表

床掘り
土砂 上記以外(小規模)
機械構成比: 18.73% 労務構成比: 74.16% 材料構成比: 7.11% 市場単価構成比: 0.00%

単第0 -0020 表

1
標準単価: m3 当り
2,247.40000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) 後方超小旋回型・排2 山積0.28/平積0.2m3	18.73%		バックホウ(クローラ型) 後方超小旋回型・排2 山積0.28/平積0.2m3		MTPC00083 MTPT00083
運転手(特殊)	40.26%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
普通作業員	33.90%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	7.11%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 土砂 E=1 -(全ての費用)			B=5 上記以外(小規模)		

施工単価表

頁0 -0031

埋戻し
土砂

SPK25040020
上記以外(小規模)

単第0 -0021 表

1
標準単価:

m3 当り
4,063.80000

機械構成比: 8.87%

労務構成比: 87.15%

材料構成比: 3.98%

市場単価構成比: 0.00%

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) 後方超小旋回型・排2 山積0.28/平積0.2m3	8.27%		バックホウ(クローラ型) 後方超小旋回型・排2 山積0.28/平積0.2m3		MTPC00083 MTPT00083
タンパ及びランマ ランマ 質量60～80kg	0.60%		タンパ及びランマ ランマ 質量60～80kg		MTPC00048 MTPT00048
普通作業員	50.03%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
特殊作業員	19.35%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
運転手(特殊)	17.77%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油	3.14%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油	0.84%		ガソリンレギュラースタンド		TTPC00014 TTPT00014
積算単価			積算単価		EP001
A=5 D=1	上記以外(小規模) -(全ての費用)		B=1 土砂		

施工単価表

頁0 -0032

埋戻し
土砂

SPK25040020

單第0 -0021 表

上記以外(小規模)

1

m3 当り

機械構成比: 8.87%

勞務構成比：

87.15%

材料構成比: 3.98%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価：

4,063.80000

[illegible]

施工単価表

頁0 -0033

購入土
再生土

V000000300

單第0 -0022 表

1

m3

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0034

土砂等運搬
小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む)
機械構成比: 26.52% 労務構成比: 61.90% 材料構成比: 11.58% 市場単価構成比: 0.00%

SPK25040002
DID区間無し 距離19.0km以下(13.0km超)

単第0 -0023 表
1
標準単価:
m3 当り
4,194.30000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	26.52%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00017T1 MTPT00017T1
運転手(一般)	61.90%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	11.58%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=2 小規模 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) F=52 距離19.0km以下(13.0km超)			B=5 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) D=1 DID区間無し		

施工単価表

頁0 -0035

構造物とりこわし工(無筋構造物)

SDT00031

單第0 -0024 表

機械施工

m3

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0036

殻運搬
Co(無筋)構造物とりこわし
機械構成比: 40.77% 労務構成比: 44.82% 材料構成比: 14.41% 市場単価構成比: 0.00%

SPK25040155
DID区間無し 運搬距離5.7km以下(3.3km超)

単第0 -0025 表
標準単価: 1
m3 当り
1,316.60000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	40.77%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00018T1 MTPT00018T1
運転手(一般)	44.82%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	14.41%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 Co(無筋)構造物とりこわし C=1 DID区間無し E=1 -(全ての費用)			B=1 機械積込 D=25 運搬距離5.7km以下(3.3km超)		

施工単価表

頁0 -0037

現場発生品及び支給品運搬
クレーン装置付BT2t積2.9t吊
機械構成比: 13.79% 労務構成比: 83.40% 材料構成比: 2.81% 市場単価構成比: 0.00%

SPK25040411
片道運搬距離14.0km以下(11.0km超)

単第0 -0026 表
1
標準単価: 6,859.10000
t 当り

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
トラック クレーン装置付 ベーストラック2t積吊能力2.9t	13.79%		トラック クレーン装置付 ベーストラック2t積吊能力2.9t		MTPC00154 MTPT00154
運転手(特殊)	42.15%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
特殊作業員	41.25%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	2.81%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 C=12 クレーン装置付BT2t積2.9t吊 片道運搬距離14.0km以下(11.0km超)			B=1 DID区間無し		

特記事項 (1)

塗装 下地：ジंकロメートメッキ（スーパースチール部は除く）
下塗：特殊エポキシ樹脂系プライマー塗装
仕上：合成樹脂高温焼付塗装

ボルト・ナットは全てジंकロメートメッキとする。
スーパースチールは高耐食メッキ材とする。
滑り止めは、米ヒバ材丸太（無処理）とし、
親水性T-PPSスティン塗装仕上とする。
樹脂製スライダ部分については、素材及び製作方法の特性上、
形状寸法が若干異なる場合があります。
チェーブスライダ 部には登れないよう
ストップパネルを取り付ける事とする。
製品は、ISO9001・ISO14001両規格認証取得企業で
製造された製品とする。
製品は、SP表示認定企業で製造された製品とする。
製品は、（一社）日本公園施設業協会・団体賠償責任保険に
加入した製品とする。
製品は、（一社）日本公園施設業協会が策定した
「遊具の安全に関する規準（JFPA-SP-S：2024）」に
適合した製品とする。
製品の対象年齢は、3～6歳とする。

側面図

S= 1 : 60

(2785)

(745) 1200 (840)

600 600

02. 手摺

01. 支柱

03. カープスライダー

04. 階段

510 1200 760

F型基礎

A型基礎

D型基礎

G. L.

900

50°

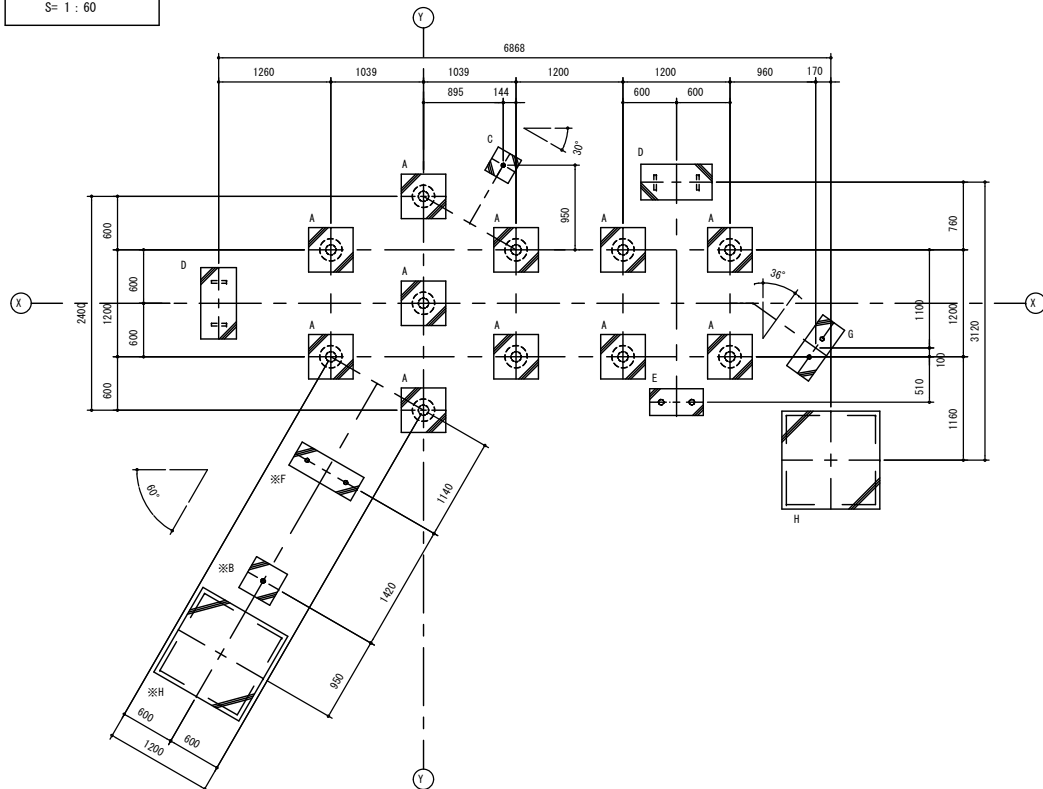
図面番号	2	縮 尺	1 : 500
工 種	入野中山2号公園施設更新工事		
種 別	【参考図】構造図 (1/2)	庫 庫	
路線 河川	入野中山2号公園		
工事箇所	東広島市入野中山台三丁目		

東 広 島 市

基礎平面図
S= 1 : 60

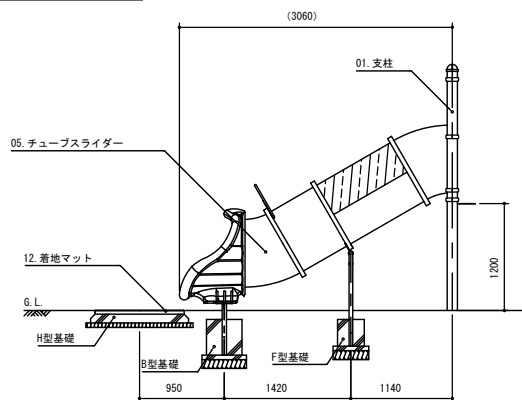
※印の基礎については、据付時現物にあわせて決定するものとする。

S= 1 : 60



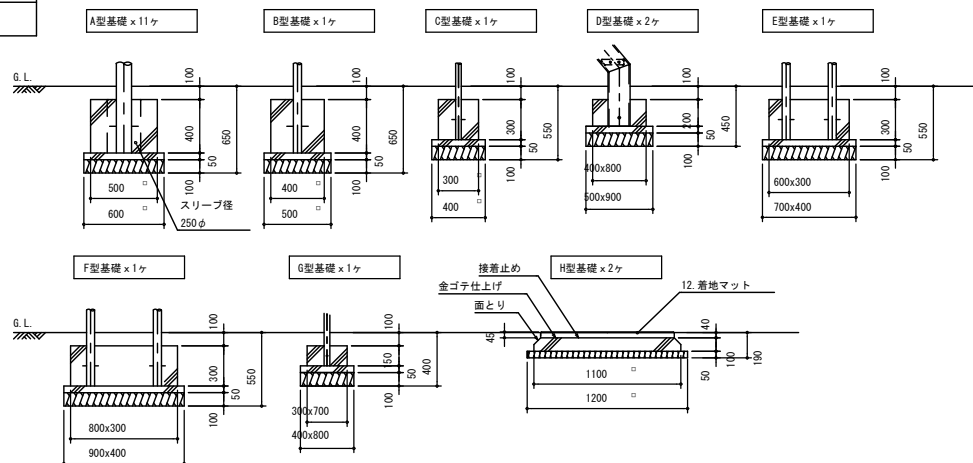
チューブスライダー 立面図
S= 1 : 60

S= 1 : 60



基礎リスト
S= 1 : 40

S= 1 : 40



PG33-SCP017+マット付

コロニー
S=図示 (L)

S=图示 (L)

特記事項 (1)

塗装 下地：ジンクロメートメッキ（スーパースチール部は除く）

下塗：特殊エポキシ樹脂系プライマー塗装

仕上：合成樹脂高温焼付塗装

ボルト・ナットは全てジंकロメートメッキとする。

スーパースチールは高耐食メッキ材とする。

滑り止めは、米ヒバ材半丸太（無処理）とし、澆水性T-WPステイン塗装仕上とする。

樹脂製スライダー部分については、素材及び製作方法の特性上、

形状寸法が若干異なる場合があります。

チューブスライダー 部には登られないようストップパネルを取り付ける事とする。

製品は、ISO9001・ISO14001両規格認証取得企業で製造された製品とする。

製品は、SP表示認定企業で製造された製品とする。

製品は、（一社）日本公園施設業協会・団体賠償責任保険に加入した製品とする。

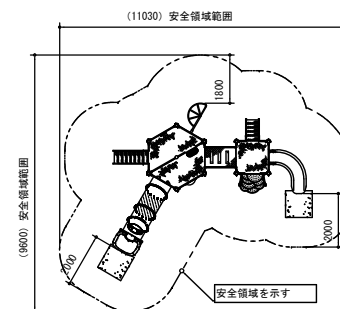
製品は、（一社）日本公園施設業協会が策定した

「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2024）」に適合した製品とする。

製品の対象年齢は、3～6歳とする。

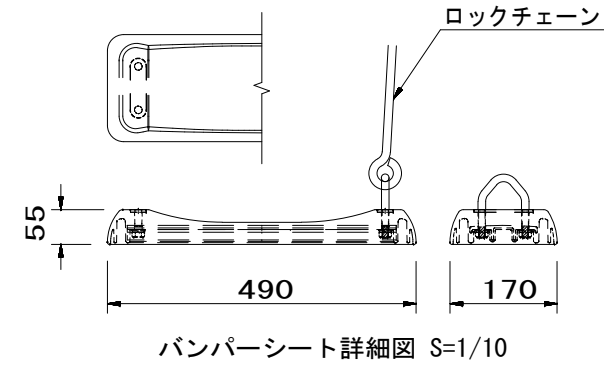
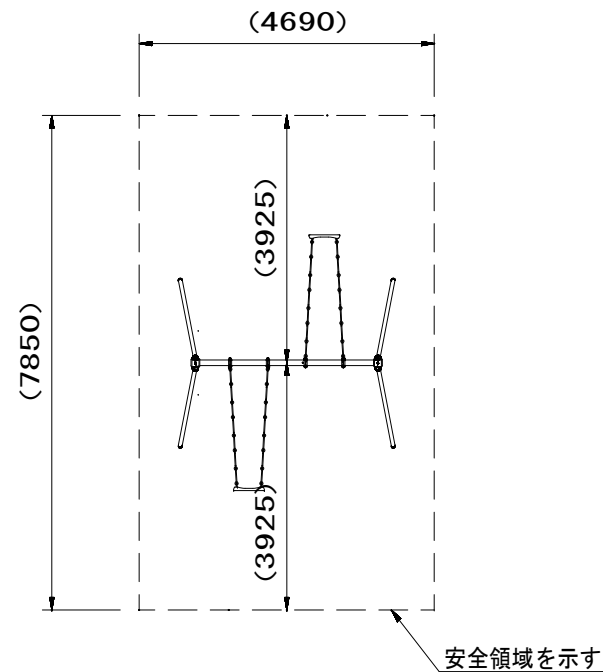
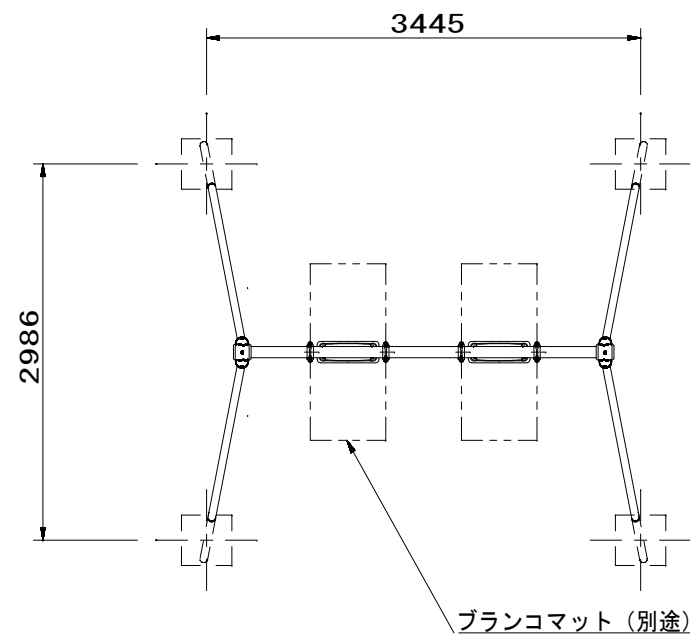
安全領域範圍
S= 1 : 200

S= 1 : 200

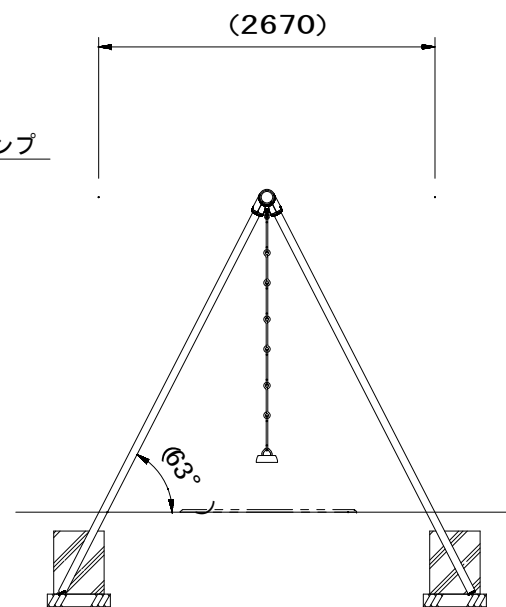
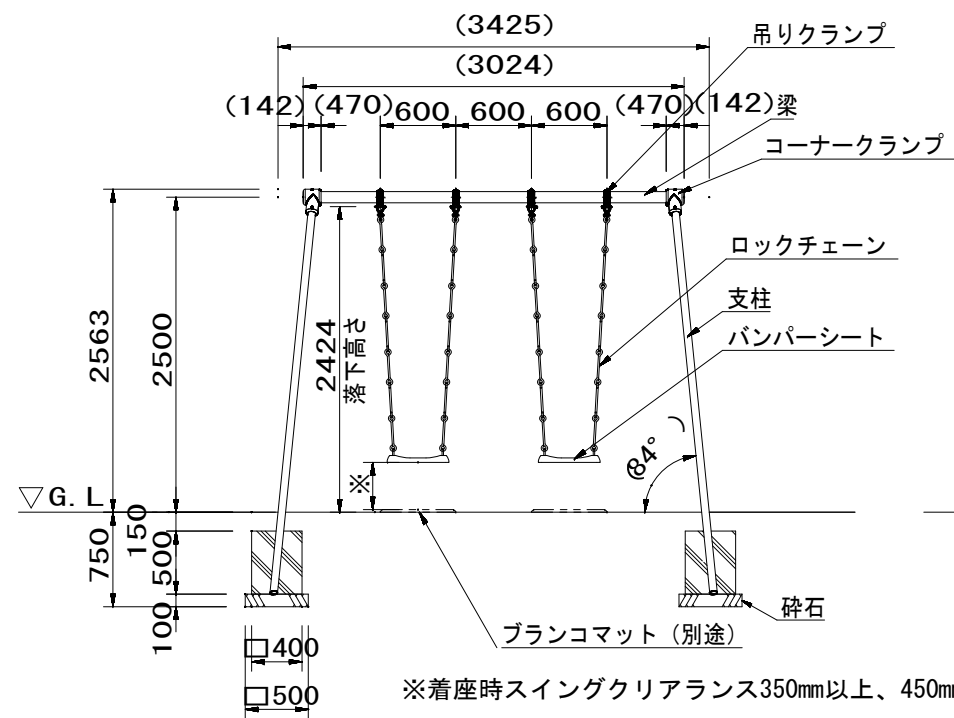


図面番号	3	縮 尺	1 : 500
工 種	入野中山2号公園施設更新工事		
種 別	【参考図】構造図 (2/2)	審 査	
路線 河川	入野中山2号公園		
工事箇所	東広島市入野中山台三丁目		

東 広 島 市



設置スペース S=1/100



- 梁 : $\phi 89.1 \times t3.2$ 鋼管 ハイジンク 合成樹脂塗装 (イエロー)
支柱 : $\phi 60.5 \times t3.2$ 鋼管 ハイジンク 合成樹脂塗装 (サンドベージュ)
吊りクランプ : 鉄鍛造品 電気亜鉛メッキ 合成樹脂塗装 (オレンジ)
コーナークランプ : 鉄鋳物品 合成樹脂塗装 (オレンジ)
ロックチェーン : $\phi 13$ 丸鋼 電気亜鉛メッキ
バンパーシート : 合成ゴム成形品 (アルミ押出型材入り)

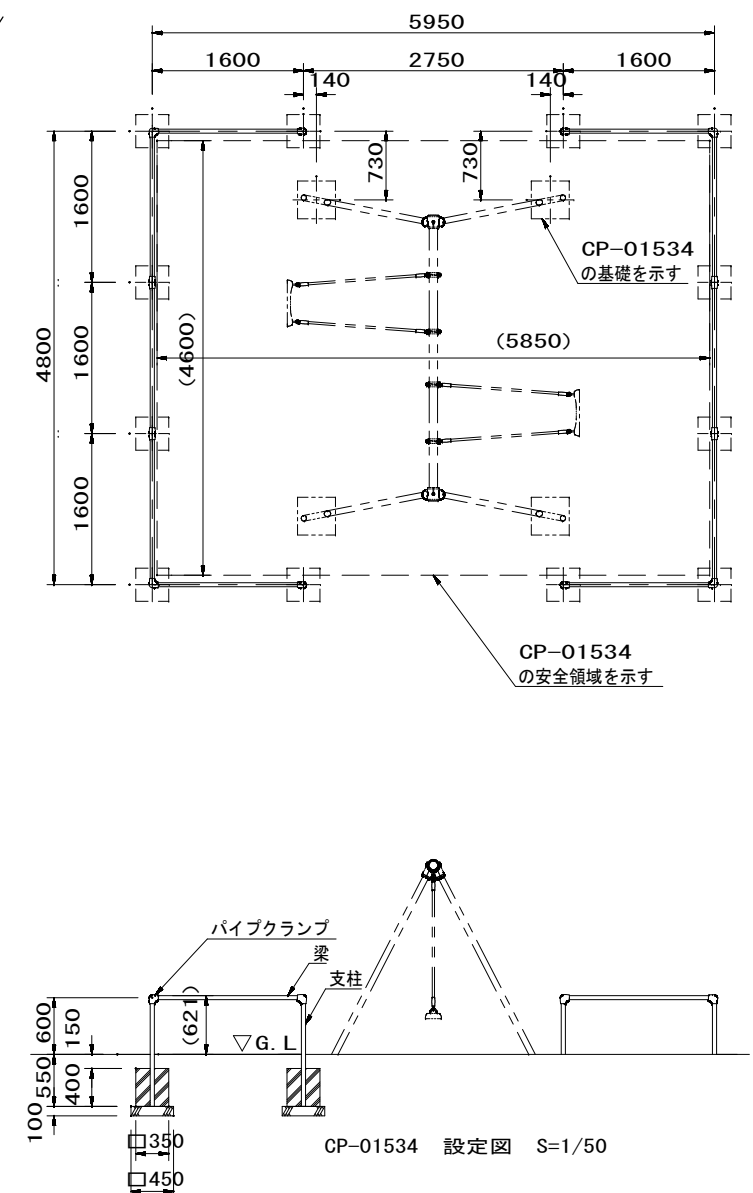
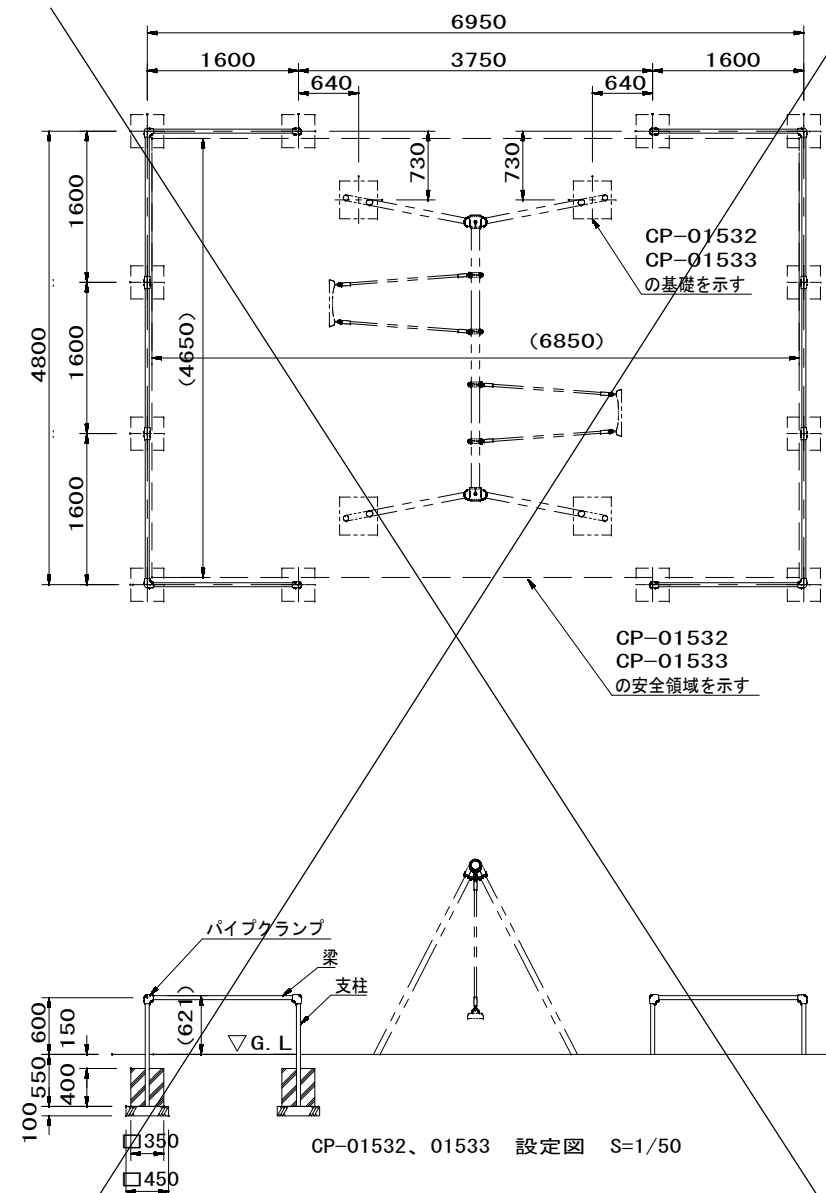
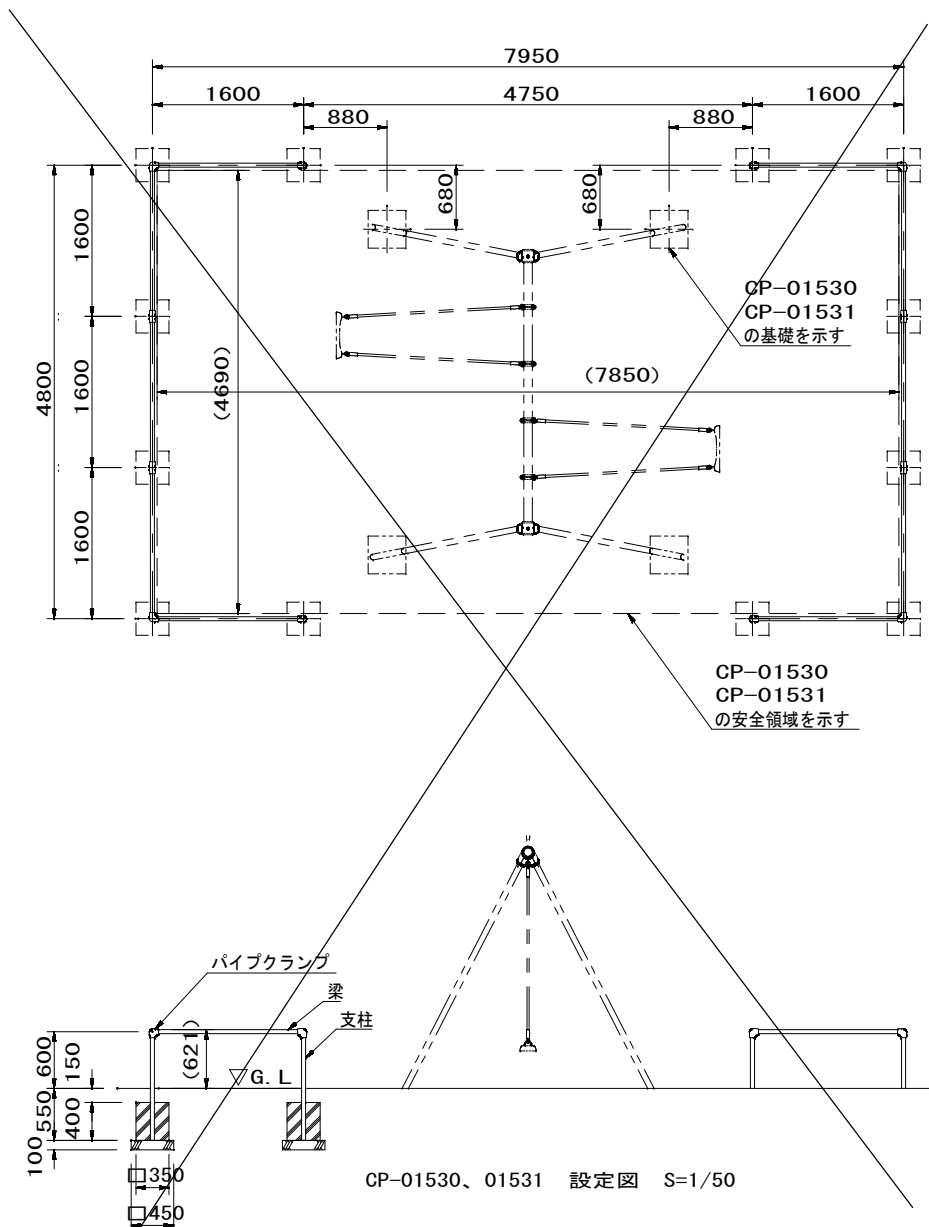
質量 : 165kg

- ⚠ 設置上の注意
- ・本製品の専有スペースとしての安全領域を確保すること。
 - ・落下等による危険を最少にするために安全領域内の設置面には適切な衝撃吸収性を有する材料を敷設すること。
 - ・本製品はおおむね6才～12才を対象にデザインされています。
 - ・本製品はJPFA-SP-S:2024に準拠した製品です。
 - ・本製品は(一社)日本公園施設業協会の団体加入する公園施設団体賠償責任保険制度を適用します。
 - ・安全領域内への不用意な進入を防止するために、安全領域の外側に境界柵又はそれに類したものを設置すること。

※着座時スイングクリアランス350mm以上、450mmまで。

外観図 S=1/50

図面番号	4	縮 尺	1 : 500	
工 種	入野中山2号公園施設更新工事			
種 別	【参考図】ブランコ (1/2)		冊 数	
路線 名	入野中山2号公園			
工事箇所	東広島市入野中山台三丁目			
東 広 島 市				



支柱 : $\phi 42.7 \times t2.3$ 鋼管 ハイジンク 合成樹脂塗装 (サンドベージュ)
梁 : $\phi 42.7 \times t2.3$ 鋼管 ハイジンク 合成樹脂塗装 (イエロー)
パイプクランプ : アルミ合金鋳物 合成樹脂塗装 (オレンジ)
質量 : 76kg

・本製品はJPFA-SP-S:2024に準拠した製品です。

図面番号	5	縮 尺	1 : 500
工 種	入野中山2号公園施設更新工事		
種 別	【参考図】プランコ (2/2)	部 号	
路線 河川	入野中山2号公園		
工事箇所	東広島市入野中山台三丁目		
東 広 島 市			